高齢運転者等標章申請の手続き案内

手続の内容・資格等	普通自動車を運転することができる運転免許証をお持ちの方で、次のいずれかに該当する場合に申請できます。
根拠法令	○ 道路交通法第45条の 2
受 付 期 間 等	受付期間:月曜日から金曜日(休日,年末年始を除く。) 受付時間:8時30分から16時30分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については,申請先の警察 署へお尋ねください。 ※ 申請から許可証の交付まで日数を要する場合がありますの で,申請先の警察署へお尋ねください。
受 付 窓 口	申請者の住所地を管轄する警察署の交通課又は幹部派出所へ申請してください。 ※ 幹部派出所の取扱いについては、幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。 ※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。
必要書類等	 ① 高齢運転者等標章申請書 (※申請書に押印は不要です。) ② 運転免許証 ③ 自動車検査証(写しを含む。) 妊娠中又は出産後8週間以内の方は ④ 妊娠の事実又は出産の日を証明できる書類(母子健康手帳等) ⑤ その他審査に必要な資料の提出を求める場合があります。
手 数 料	無料
注意事項等	 郵送による申請はできません。 標章の交付を受けた本人が運転している場合のみ駐車できます。 標章を掲示している普通自動車のみ駐車できます。 駐車する場合,標章の表面をフロントガラスの内側の前方から見やすい箇所に掲示してください。 標章の譲渡や貸与はできません。 「妊娠中又は出産後8週間以内」を理由に交付を受けられた方は、出産から8週間を過ぎると標章を使用できなくなりますので、速やかに、最寄りの警察署に返納してください。
問い合わせ先	 ○ 鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 (電話 099-206-0110 内線 5172, 5173, 5178) ○ 各警察署の連絡先 ホームページをご参照ください。 (「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「道路使用・通行 許可に関する様式」→「◆警察署の管轄について」)